別表六（九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が同条第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第２号に規定する他の事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和６年４月１日以後に開始する事業年度に該当する場合又は当該法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める場合に「可」と記載すること。

⑴　⑵に掲げる法人以外の法人　別表六（七）「３」、「７」、「８」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は租税特別措置法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）若しくは同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人　別表六（八）「４」、「８」若しくは「13」の要件のいずれかに該当する場合又は次に掲げる法人に該当する場合

イ　租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者

ロ　租税特別措置法第42条の４第４項に規定する農業協同組合等

ハ　通算子法人に係る通算親法人がロに掲げる法人である場合の当該通算子法人

3　「試験研究費割合の計算」の各欄は、当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が平成31年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する事業年度に該当する場合にのみ記載すること。

4　「税額控除割合
（⑽、⑾又は⑿）＋（⑽、⑾又は⑿）×⒀　（小数点以下３位未満切捨て）　⒁　の欄は、令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年４月１日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。
（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）　」

5　「当期税額基準額
（⑯＋（別表六（十五）「９」））×（0.25＋⑰＋⑱）　⒆」の欄の記載に当たつては、租税特別措置法第42条の４第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度にあつては、「0.25＋⑰＋⑱」とあるのは、「0.4＋⑰」として計算すること。

6　「当期税額控除可能額
（⑮と⒆のうち少ない金額）又は（別表六（九）付表「25」、「28」又は「30」）　⒇」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「（⑮と⒆のうち少ない金額）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表六（九）付表「25」、「28」又は「30」）」を消すこと。

別表六(十)及び別表六(十一)を次のように改める。